

## 【令和6年度】保育料の減免を申請される方へ

- ・学童クラブでは、保護者の課税状況等による保育料の減免制度があります。
- ・減免の申請理由、減免割合、必要な添付書類は下表のとおりです。
- ・減免を申請される場合は、減免申請書と下表の添付書類を学童クラブへ提出してください。

申請理由	減免割合	減免後の 保育料	添付書類
1. 生活保護法の規定による被保護世帯	10割	0円	・世帯全員の住民票 ・保護証明書
2. 世帯全員が前年度(令和5年度)分の市区町村民税が非課税の世帯	10割	0円	・世帯全員の住民票 ・世帯全員の前年度(令和5年度)分の非課税証明書 ・教育委員会が必要とする書類
3. 世帯全員が前年(令和5年)分の所得税が非課税かつ、前年度(令和5年度)分の市区町村民税が均等割りだけの課税世帯	6割	3,800円	・世帯全員の住民票 ・世帯全員の前年度(令和5年度)分の課税証明書 ・世帯全員の前年(令和5年)分の源泉徴収票または確定申告書の写し
4. 世帯全員が前年(令和5年)分の所得税が非課税かつ、前年度(令和5年度)分の市区町村民税の所得割の税額が5,000円未満の世帯(※1)	3割	6,650円	・教育委員会が必要とする書類
5. 教育委員会が必要と認める世帯(※2)	教育委員会が必要と認める割合を減免		・教育委員会が必要とする書類

※1 流山市以外の市区町村で課税されている方で、市区町村民税の所得割の税額が、流山市における市民税の所得割額の税率(6%)と異なる税率で算定されている場合は、流山市での所得割率(6%)により算定した額で減免の判断を行います。(政令指定都市及び一部の市区町村で税率が異なります。)

※2 上表1～4の申請理由以外の理由で、減免を必要とする世帯は学童クラブへご相談ください。

### 【教育委員会が必要とする書類について】

- ・証明書等の氏名や住所が申請書と異なる場合には、変更したことが分かる書類(運転免許証の写し、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票の写し等)を提出してください。
- ・上表5の申請理由で減免を申請される場合の添付書類につきましては、学童クラブへご相談ください。

## 令和6年度 学童クラブ保育料の減免について

学童クラブ

学童クラブに入所が決定された保護者の方に、保育料の減額や免除する制度があります。ただし、全員の方が受けられるわけではなく、課税状況の審査があります。

下記の1～4に該当する世帯で、減免を希望される方は、「流山市学童クラブ保育料減免申請書」と必要書類を添えて申請してください。

また、証明書は有料です。審査の結果減免を受けられなくても払い戻しはできませんのでご了承ください。

### 【減免を受けられる方】

1. 生活保護の世帯 ⇒ 100%免除 保育料0円

必要書類：①「流山市学童クラブ保育料減免申請書」

②生活保護証明書(無料)：社会福祉課 ⇒

生活保護受給証明書

2. 令和5年度分の市町村民税が非課税の世帯 ⇒ 100%免除 保育料0円

必要書類：①「流山市学童クラブ保育料減免申請書」

②令和5年度の非課税証明書(1人300円)：税制課、市民課各出張所

※世帯の中で課税されている方が1人でもいる場合は、減免は受けられません。

3. 令和5年分の所得税が非課税の世帯であって、令和5年分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯

⇒ 60%減免(5,700円)で、保護者負担保育料3,800円

必要書類：①「流山市学童クラブ保育料減免申請書」

②令和5年分の源泉徴収税票の写し、或いは確定申告の写し

・源泉徴収税額が0円

・自営業は確定申告写しの「課税される所得金額に対する税額」が0円

③令和5年度の課税証明書(1人300円)：税制課、市民課各出張所

・所得割額市民税が0円、均等割額の市民税だけ税額が発生している場合

令和5年度 課税証明書	
氏名	
住所	
所得割額市民税	円
均等割額市民税	0円
市民税	円
均等割額市民税	円
市民税	円
均等割額市民税	円

均等割額の市民税だけ税額が発生している場合



- ③令和5年度の課税証明書（1人300円）：税制課、市民課各出張所  
・所得割額の市民税が5,000円未満

令和5年度 課税証明書

この欄の市民税額が  
**4,999円以下なら該当**  
(5,000円以上は減免対象外)

所得割額	4,999	市民税	円	市民税	円	市民税	円	市民税	円
------	-------	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---

### 【減免を受けられない例】

- ①世帯の中で課税されている人が一人でもいる場合 ex) 父：非課税 母：課税 など
  - ②令和5年度給与所得の源泉徴収票の源泉徴収額が1円でもかかっている場合
  - ③課税証明書の所得割額が5,000円以上の場合
- ※ひとり親家庭でも、課税されている収入がある場合は減免の対象外です。

### 【証明書発行場所】

生活保護証明書：社会福祉課(市役所第2庁舎1階 ☎04-7150-6079) 平日 8:30～17:00  
 課税(非課税)証明書：市民税課(市役所第1庁舎1階 ☎04-7150-6072)平日 8:30～17:00  
 南流山出張所(南流山センター1階)ほか、各出張所 平日 8:30～17:00  
 おおたかの森市民窓口センター(スタートおおたかの森ホール2階内)  
 平日 8:30～19:00 土曜 8:30～17:00

### （よくある例）

- ・生活保護を受給している ⇒ 該当（100%免除）
- ・源泉徴収票の金額が0円⇒ 該当する可能性あり。市民税の課税金額次第。
- ・市民税は非課税 ⇒ 該当（100%免除）。
- ・ひとり親で市民税非課税だが、祖父母と同居（住民票も一緒）  
⇒ 祖父母の納めている税額次第。
- ・ひとり親で市民税非課税だが、上の子のバイト代に課税されている ⇒ 非該当。

その他、保育料の減免について不明な点は下記までお問い合わせください。

学童クラブ指定管理者

株式会社学研ココファン・ナーサリー 学童事業部  
 南流山第二小学校区学童クラブ担当 今井・下村・原田  
 TEL/03-6431-1861 E-mail/naml-kosetsugakudo@cocofump.co.jp